

荒尾市公共施設予約システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市公共施設予約システム（第2条に掲げる施設の利用の予約を、インターネットを通じて行うための電子情報処理システムをいう。以下「予約システム」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 予約システムを利用して利用予約を行うことができる施設（以下「対象施設」という。）は次に掲げる施設とする。

- (1) 荒尾市地域産業交流支援館 小岱工芸館
- (2) 荒尾市地域産業交流支援館 メディア交流館
- (3) 荒尾市地域産業交流支援館 みどり蒼生館

(利用者登録の申請)

第3条 予約システムを利用して対象施設の利用予約を行おうとする個人又は団体（法人を含む。）（以下「利用者」という。）は、あらかじめ利用者登録をしなければならない。

- 2 利用者は、荒尾市公共施設予約システムの利用に関する申請書（様式第1号）を市長に提出するとともに、当該利用者の住所及び氏名（団体については代表者の住所及び氏名）が確認できるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 利用者登録の申請は、対象施設において行うものとする。
- 4 利用者登録の申請は、個人にあつては対象施設を利用する本人が、団体にあつては対象施設を利用する団体の代表者が行うものとする。

(利用者登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において適当と認めるときは、当該申請者の利用者登録を行うとともに、予約システムのユーザーID及びパスワードを記載した登録証書（以下「登録証書」という。）の交付を行うものとする。

- 2 前項の規定により利用者登録された者（以下「登録者」という。）は、登録証書を譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録事項の変更)

第5条 登録者は、登録された事項に変更が生じたときは、荒尾市公共施設予約システムの利用に関する申請書により届け出なければならない。

(登録証書の再交付及び廃止)

第6条 登録者は、登録証書の再交付又は廃止を希望するときは、荒尾市公共施設予約システムの利用に関する申請書により届け出なければならない。

(予約及び使用許可申請)

第7条 予約システムを利用しての予約は、対象施設の利用を予定している日の2か月前から行うことができる。

- 2 登録者が、予約システムにより対象施設の利用予約を行ったときは、予約を行った日から起算して5日以内に対象施設において荒尾市地域産業交流支援館条例施行規則（平成11年規則第4号）第2

条に規定する使用許可申請を行わなければならない。ただし、予約を行った日から起算して5日目が対象施設の休館日のときは、翌開館日までに使用許可申請を行わなければならない。

3 登録者が、前項の使用許可申請を行わなかったときは、当該対象施設の利用予約は取り消されたものとみなす。

(予約の取消し)

第8条 市長は、予約システムにより対象施設の利用予約が適正になされた場合においても、緊急その他やむを得ない事情により当該利用予約を取り消す必要があるときは、その利用予約を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する利用予約の取消しを行ったときは、その旨を利用者に通知しなければならない。

(利用者登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により利用者登録がなされたとき。
- (2) 登録者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 登録者が対象施設の管理規程等に違反したとき。
- (4) 利用者登録後、予約システムの利用がなく2年を経過したとき。
- (5) その他利用者登録を抹消する必要があると市長が認めたとき。

(指定管理者による管理)

第10条 荒尾市地域産業交流支援館条例（平成11年条例第1号）第13条第1項の規定により対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第2項、第4条第1項、第8条第1項及び第2項並びに第9条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第5号中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第3条第2項中「様式第1号」とあるのは「様式第2号」とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、予約システムの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。